

入院時食事療養費標準負担額の減額申請について

市町村民税非課税世帯の方は、標準負担額の減額が受けられます。

一般 1食 510円(1日 1530円)

⇒ 減額後 90日以内：1食 240円 (1日 720円)
90日以降：1食 190円 (1日 580円)

[申請手続き] ※詳しくは保険者にご確認ください

- ① 市町村民税非課税証明書等を役場でもらう
- ② 資格確認書など保険情報が確認できるものと非課税証明書を持って、保険者に申請する
- ③ 『標準負担額減額証明証』が保険者より交付されたら、速やかに会計にご提示下さい

※当センターの窓口で、マイナンバー等の提示によりオンライン資格確認ができる場合、上記申請が不要となる場合があります。

資格情報が反映されていないと、窓口では減額の適用はできません。